

共生型サービスに係る基準条例に関する意見交換会（第2回）議事録

- 1 日 時 平成30年11月5日（月）午後1時30分～3時
- 2 場 所 京都ルビノ堀川 梅の間
- 3 出席者 10名中9名出席
榎田委員、高木委員、中西委員、畑村委員、樋口委員、前田委員、松村委員（代理：藤原副会長）、松島委員、三好委員

4 内 容

(1) あいさつ

(2) 議 題

- ア 共生型サービスの概要について
- イ 京都府の基準条例（案）について

～意見交換～

- 高齢者と障害児とが一つの空間で過ごすことについて、専門性という言葉で両者を分けてしまう雰囲気があることに不安を感じる。子どもとお年寄りが触れ合うと本当に面白いことが起きる。お年寄りは元気をもらい、子どもたちも普段とは違う表情をしている。共生型サービスは一つの試み。「専門性」という言葉で「高齢者施設で障害児を受け入れるのは無理ではないか」というのではなく、どうしたらうまくいくかという発想をしていただきたい。私は事業者として、その発想を広げようと実践を進めているところだが、「ごちゃまぜ」は意外な効果を生むので本当に面白いと思っている。もちろん専門性は必要ないということではなく、必要な専門性を獲得していく道をしつかりとつくる必要がある。
- 専門性は大切で研修の機会が必要だと思うが、介護と障害分野の支援に違いがあるので、それぞれの分野がうまくなじめる仕組みを考えるべきだと思う。
- 放課後等デイサービスの質には幅があると認識しており、障害児が高齢者の施設に「いるだけ」になってしまわないかと危惧している。そこでは専門性が重要となる。年齢、立場が違う人間が共に過ごし、お互い刺激を受けることとなるが、その際、なじめる仕組みが必要と思うが、「なじめる仕組み」とは、試行錯誤しながら事例を重ね、それを紹介しながら進めることでよいか。
- 「なじめる仕組み」とは、具体的には体験や相互研修等が考えられる。利用者がこれまで受けた支援を十分知った上で受け入れるという丁寧な仕組みも重要だと思う。
- 新制度の導入には、必ずつまずき、解釈の違い、失敗があると思うが、できれば、ケアマネージャーや相談支援専門員への十分な研修を実施していただきたい。また、体験利用や制度利用前の支援準備について評価していただきたい。これらを丁寧にすれば、地域の中で活用できる事業所が増えていくと思う。また、共生型事業所への研修や事例発表で情報共有の機会を設けていただきたい。
- 障害者施設が介護保険の指定を受ける事例が多いと思うが、障害者施設の設備に加え介護保険にさらに何㎡かの訓練室を作らなければならないとなると、実際余裕があるのか疑問に思う。また、パブコメでは、行政へ取り組みをお願いするような意見が目立つが、もう少し具

体的な「こんなことが心配だ」、「こんなことはどうですか」などの意見が欲しかったし、前向きな意見があれば良かった。

→例えば、障害者と高齢者あわせ定員 20 人の事業所とすると、定員を超えない範囲で共生型サービスを提供することとなる。従って、仮に生活介護や通所介護で空きがなければその事業所で共生型サービスを行うのは難しいということになる。

○ 先の委員のご意見のとおり、十分な研修は絶対に必要だと思う。

共生型のケアマネジメントは難しく、私たちが作成しているケアプランにどのように反映させるか、モニタリングはどういう視点ですればよいのか等課題になっている。共生型サービスがこれから始まるので、もっと学習したり、共生型の考え方を広めるような機会が必要であり、研修会等の開催をお願いできればと思う。団体として必要な協力もするのでよろしく願いたい。

○ 昨日までねりんピックが開催され京都府からも参加されたが、高齢者が違う世代の方とふれあうとがらっと変わる。色々な課題はあるだろうが方向性は間違っていないと思う。また、課題が出たときは京都府でしっかり手当てしていただきたい。

パブコメへの府意見に、「レクリエーション業務を行わなければならないとの基準がある」と書かれているが、この基準は既にあるものなのか。SKY センターは元気な高齢者の集まりで、福祉施設におけるレクリエーション業務の手伝いなど出来ないかと考える。

→現行の放課後等デイサービスに既にこの基準があり、共生型の放課後等デイにもこの基準が適用される。また、高齢者、障害者のサービスにも同様の基準があり、共生型にも同様に適用される。

○ 共生型サービスは、府民の方にはわかりづらいのではないかなと思う。

研修は北部から京都市内に出向くとなると参加が難しくなることもある。北部、南部二会場で同じ研修が受けられるようにしていただきたい。

また、障害者の方が 65 歳になり介護保険に移行されるときに、それまでの障害関係事業所の支援員と新たに関わるケアマネジャーとの間で、連絡が密にできている場合はスムーズにサービス移行できたが、逆に書面だけのやりとりの場合には、「介護保険ではこれが上限額」と言っても「今まで障害制度ならできたのに」となかなかご理解いただけない場合もある。やはり連携は必要だと思う。

○ こまめに情報共有して、意見や問題点が出れば基準を見直すことが必要だと思う。また、障害と介護保険の団体でお互いに集まってうまく交流できるような機会を作ることではないか。いかに共存していくかが大事だと思う。

○ 家族には情報がなかなか届かない。共生型サービスの事業所がどれだけあるのか等情報をしっかり提供して欲しい。

障害者の場合、65 歳になりいきなりケアマネジャーに変わると戸惑う。もう少し早い時期から「今後どういう利用ができるのか」など共有していく体制が必要だと思う。

精神障害者の施設があまり多くない中で、今まで利用していた事業所が 65 歳以降もそのまま支援してもらえるのはありがたいことである。

事業者が共生型サービスを実施しようと展望が持てるよう進めていただきたい。

○ 共生型サービスの課題に対し後ろ向きではなく前進するための検討を是非お願いしたい。共生型サービスは地域共生社会を実現するため一つのハードルを越えたものであるが、また次々に課題はやってくる。その都度、前向きに考えて、この理念を実現していただきたい。

国の規定どおりにしなければならぬ部分、府独自に上乗せしていい部分などそれぞれ

れあり、特に単価は国の定めのとおりとのことだが、事業者へのインセンティブとして、府独自の加算ということも是非考えていただきたい。京都府は様々な場面で先駆的な取り組みをされており、その点でもとても期待をしている。

→ 条例改正後は、事業者が指定に向け手続きを進めることになるが、ご意見にもあったように事例を重ねていく中で課題も見えてくると思うので、関係の皆様にご意見を伺いながら、京都府の意見も伝えていきたい。

また、いろいろな形で事業所支援というご意見をいただいたが、予算的な話もあるので、どのような形で出来るかまた検討していきたい。

○ 2025年問題を前に、大きな課題があるかと思うが、障害者施設の場合、65歳になってもそのまま介護を受け暮らせるというのは、ニーズを踏まえた現実的な方法だと思う。どう考えても従来の介護施設に移っていくことはなかなか難しい。共生型サービスは、国制度の話ではあるが、京都府に対して意見は出しておきたい。

→ ご意見を踏まえ、共生型サービスについて府民の方々の理解が進むよう、また、新しい制度が円滑に進んでいくことが大切だと考える。

制度、基準条例の運用について、今後が大切な時期であるので、府としてしっかり取り組んでまいりたい。